

2023年4月1日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
こども家庭庁担当大臣 小倉 将信 殿
国家公安委員会委員長 谷 公一 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事 後藤 啓二(弁護士)

(野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員・東京都荒川区

児童福祉審議会委員)

こども家庭庁設立を機に、児童虐待対応の縦割りの解消を求める要望書

私どもは、昨年2月に、内閣総理大臣、子ども政策担当大臣らに子ども虐待対応の縦割りの解消、連携態勢の整備等を求める要望書を提出し、本年3月11日に「こども家庭庁への期待—児童虐待対応の縦割りの解消と子どもを性犯罪から守る法律の整備を求めて」と題するシンポジウムを開催するなど、政府に対して児童虐待対応の縦割りの解消を求める活動を行っております。

現在の児童虐待対応の最大の問題は、東京都目黒区結愛ちゃん事件、千葉県野田市心愛さん事件、福岡県篠栗町5歳児餓死事件、大阪府摂津市3歳児熱湯による虐待死事件、岡山市真愛ちゃん虐待死事件等児童相談所や市町村が把握した虐待案件の一部しか警察に知らせず、連携せず、縦割りのまま、救えるはずの子どもの命を救えない事件を続発させていることにあります。こども家庭庁の創設を提唱された菅前総理は、国会答弁で、こども家庭庁設立の大きな目的として児童虐待対応の縦割りの解消を挙げておられ、上記シンポジウムでの基調講演でも、児童虐待対応は縦割りによって必要な連携がとられず、有効な対策がとられていないという現状であるのご指摘されておられます(菅前総理の国会答弁及び上記シンポジウムでのご発言については注1ご参照)。

子ども虐待は1つの機関だけで対応するより、多くの機関で子どもを見守ることとした方が子どもがより安全であることは自明です。1つの機関だけの情報ではさほど危険とは判断できなくとも、多くの機関が有する情報を総合すればかなり危険な状況にあると分かることは少なくないですし、1つの機関だけでは独断に陥り、虐待リスクを甘く評価する危険

が構造的に存在します。また、多くの機関が子どもを見守ることで、より多くの機会で虐待の兆候に気づくことができますし、連携してより多く家庭訪問することで子どもの安否確認がより適切な回数行えることとなります。

最近ではこのような理解が広まり、大阪府、愛知県、埼玉県、神奈川県、三重県、岐阜県、沖縄県等全国半数程度の自治体で、児童相談所、市町村、警察が虐待案件を全件共有し連携して子どもを守る取組が実現しています。埼玉県では各児童相談所と各警察署で情報共有システムを整備し、すべての虐待案件の最新の情報をリアルタイムで共有し、三重県、岐阜県、大阪府などでも、進んだ連携の取り組みをしています(上記シンポジウムで発表された3府県の取組については注2ご参照)。

一方で、まだまだ多くの児童相談所はわずかな案件しか警察と共有しないまま児童相談所が関与しながらみすみす虐待死に至らしめる事件を続発させています。また、少なからずの市町村では要保護児童対策地域協議会の実務者会議に警察を参加させない、あるいはその場で一部の案件しか共有しないなど閉鎖的な対応のままです。関係機関の縦割りが顕著で、救えるはずの子どもを命を救えないという事件を多発させている現状にあります。

そこで、進んだ連携を実施している自治体の取組を参考に、こども家庭庁の主導により、警察庁等関係機関と連携し、全国半数程度の自治体でいまだ根強く残っている縦割りを解消し、関係機関が連携してベストの態勢で子どもを守る態勢を整備していただきますよう要望いたします。

記

1 縦割りを解消し関係機関が連携してベストの態勢で子どもを守る態勢を整備するという基本方針の確立

子ども虐待は1つの機関だけで対応するより、多くの機関が案件を共有し、子どもを見守り、連携して対応した方が子どもがより安全であるという自明の事実に基づき、国及び全国の自治体における子ども虐待の対応として、「縦割りを解消し関係機関が連携してベストの態勢で子どもを守る」ということを基本方針とし、こども家庭庁において、その方針をすべての自治体に浸透させるとともに、次の対応をとるよう指導する。

2 縦割りを解消し、情報の共有による正確なリスク評価

一部の児童相談所、市町村にみられる案件抱え込みを改め、児童相談所、市町村、警察において、すべての虐待案件につき、被虐待児や虐待家庭に関する情報を共有することにより、児童相談所等が自らの保有するわずかな情報に基づき、独断で甘いリスク評価に陥

ることなく、より多くの情報に基づき、他機関の目も入れて虐待リスクをより正確に判断できる態勢を下記のとおり整備する。

(1)児童相談所は自らに寄せられたすべての虐待案件を警察と共有し(既に警察は自らに寄せられた虐待案件をすべて児童相談所に提供している)、両機関が常時リアルタイムで最新の情報を共有できる情報システムを整備する。

(2)市町村は要保護児童対策地域協議会の実務者会議に警察を構成員とし、すべての虐待案件を構成員で共有する

3 縦割りを解消し、関係機関が連携して適切な頻度での家庭訪問、一時保護とその解除の適切な実施

上記 2 による虐待リスクの適切な評価に基づき、適切な頻度で関係機関が連携して家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導を行う態勢を整備する。児童相談所は、関係機関が把握、保有する情報も得て、より多くの情報に基づいて適切に一時保護を実施するとともに、その解除に際しては、解除後の再虐待を防止するため、案件を抱え込むことなく関係機関と連携し適切な頻度での家庭訪問、子どもの安否確認を行う態勢を整備する。

4 縦割りを解消し、面会拒否等危険な状況にある子どもを関係機関が連携して緊急に保護する態勢の整備

児童相談所、市町村、学校等は親の面会拒否(不在、親戚の家に行っているなどと説明する場合を含む)、子どもの長期欠席、所在不明等子どもの安否が確認できない場合には、そのまま放置するという対応を改め、直ちに警察に安否確認を依頼し、連携して家庭訪問し、子どもがけが、衰弱している場合には緊急に保護する態勢を整備する。

注 1 菅前総理の国会答弁及びシンポジウムでの発言

(2021 年 4 月 5 日参議院決算委員会での答弁)

子供に関する施策というのは安全、安心の確保から少子化対策まで極めて多岐にわたって、担当する省庁も複数にまたがっています。例えば、あってはならない児童虐待、このことになれば、内閣府、厚生労働省だけでなく警察庁、文部科学省、法務省、総務省など、多くの省庁が関係をしてきています。こうした中で、子供たちのために何が必要であるのか、そうした視点に立って、縦割りを打破して組織の在り方をもう一度抜本から考えていく、このことも必要だというふうに思っています。

(2023年3月11日シンポジウム「こども家庭庁への期待」でのご発言)

○児童虐待を例にとれば、内閣府、厚生労働省だけでなく警察や文部科学省、法務省、総務省など、多くの省庁が関係していました。さらに現場では、児童相談所、学校、教育委員会、保健所、警察など、多くの関係機関にまたがっていました。こうした縦割りによって、必要な連携がとられず、有効な対策がとられていないというのが現状であったと思います。

○縦割りで大きな弊害が出ているのは児童虐待の分野であります。

○一つの機関だけで対応するよりも、多くの機関で対応する方がより子どもを救うことができる。児童虐待事案への対応において、最も重要であり、かつ最初にやるべきことは、リスクの正確な把握であると思います。一つの機関だけでは、虐待の兆候の把握も限られますが、多くの機関で対応すれば、より多角的な面からアプローチをすることが可能となり、外からはなかなか把握しにくい虐待リスクをより正確に評価でき、子どもの命を救うことにつながると思います。

○こうした中で、全国で4割を超える自治体では、児童相談所が対応しているケースを警察と全件共有されるという取り組みが行われております。先ほどお話しがありましたように、一見知事の三重県などにおいては、児童相談所のデータベースに警察が直接アクセスすることができるという対応をしているところもあるというふうに聞いております。また、刑事事件の可能性や子どもの安否確認ができないようなリスクの高い事案については、児童相談所と警察がすべて情報を共有することが既に全国的なルールになっています。しかしながら、リスクが高いかどうかという判断が現場に委ねられているために、本来共有すべき情報が共有されていないのではないかといった指摘もあります。

○いま一度、政府においては、情報共有が適切に行われているのかについて事実関係の把握を行うとともに、既に全件共有がなされている自治体の先行的な事例についての評価を行い、児童相談所や警察における情報共有のあり方について、子どもの命を最優先に考えながらベストな方法を講ずるようにすべきであると思います。

注2 シンポジウムで発表された三重県、岐阜県、大阪府における情報共有と連携の仕組み

(1)三重県：児童相談所（児相）の児童相談システムの端末を県警本部に設置し、すべての児童虐待案件について、児相と警察が速やかに情報を共有できる仕組みを整備している。また、児童相談センターに現職警察官を配置し、警察との連絡調整や児相に対する助言等の支援を行っているほか、県、警察、市長会、町村会との4者協定による県内すべての要保護児童対策地域協議会（実務者会議）への警察の参加など連携を強化して子どもを守る活動を行っている。

(2)岐阜県：岐阜市子ども・若者総合支援センター内に、県児相(5名)、県警察(7名)、岐阜市家庭児童相談係(14名)、岐阜市教育委員会(3名)の職員が勤務し、通告のあった虐待案件につき各機関の担当者が参加する合同緊急受理会議を開催。多くの機関の目でリスク評価を行い、合同で児童の安全確認を行うなど、多くの機関が信頼関係を構築し連携して子どもを守る活動を行っている。

(3)大阪府：大阪府警察では、大阪府・大阪市・堺市の児相から提供されるすべての虐待案件を確認し、警察における過去の取扱い歴等懸念のある情報を児相にフィードバック。一時保護解除事案等懸念される事案については警察官が家庭訪問し、児相によるリスク評価やケース対応に資するよう、その状況を児相に連絡するなど、子どもの安全を保つ活動を行っている。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤啓二(弁護士)101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-29 市瀬ビル 2 階

tel /fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp